

## 名称変更及び合同会議の開催について

令和 5 年 10 月  
資源エネルギー庁  
産業保安グループ

- 令和 5 年 7 月の資源エネルギー庁の組織改編に伴い、アンモニアの所管が資源・燃料部から省エネルギー・新エネルギー部に一部移管し、省エネルギー・新エネルギー部内に「水素・アンモニア課」が新設されたところ。
- それに伴い、本小委員会における名称及び所管事項の変更が必要であることから、以下の通り整理する。
  - ▶ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
「水素政策小委員会」→「水素・アンモニア政策小委員会」に名称変更
  - ▶ 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会  
「アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会」→「脱炭素燃料政策小委員会」に名称変更
  - ▶ 上記見直しに伴い、これまで「アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会」で検討していたアンモニア政策に関しては、今後は「水素・アンモニア政策小委員会」で審議を行うこととする。
- また、水素・アンモニア社会を推進する保安の在り方・環境整備について審議すべく、令和 5 年 8 月に産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会に、「水素保安小委員会」が新たに設置されたところ。
- 水素・アンモニアの既存燃料との価格差に着目した支援と供給インフラ整備に関する支援を一体的に検討するとともに、今後拡大する水素・アンモニアの事業実態や事業規模等の将来的な保安規制の在り方を見据えながら、大規模な水素・アンモニアの利活用を促す安全・安心な環境整備を進めるための課題・施策について一体的に議論すべく、以下 3 つの小委員会の合同会議を行うこととする。

- 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
水素・アンモニア政策小委員会
- 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会  
脱炭素燃料政策小委員会
- 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会  
水素保安小委員会

○ なお、各々の固有課題について議論を行う必要がある場合には、各小委員会において議論を行うこととする。